

# 公益社団法人日本不動産学会 理事および監事に対する報酬等の支給の基準

2013年4月1日制定

2017年6月1日改訂

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号及び公益社団法人日本不動産学会（以下「本会」という。）定款第26条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第20条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬等、賞与その他の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。

## (報酬等の支給)

第3条 本会は、役員に対して、理事会その他学会業務として開催する会議（以下「会議」という）への出席（WEB出席を含む）に対する報酬等として、1,000円（税別）を支給する。

## (諸謝金)

第4条 役員が、本会より以下の(1)の業務を委嘱されたときには、「日本不動産学会誌原稿料等に関する規程」に基づき原稿料を、(2)から(4)までの業務を委嘱されたときは、「謝金規程」に基づき謝金を支給する。

- (1) 『日本不動産学会誌』等への原稿執筆
- (2) シンポジウム、セミナーまたはワークショップ等における登壇
- (3) 学術論文の査読
- (4) 学会賞の審査

(支払)

第5条 報酬等は、原則として銀行振り込みにより当該年度の末までに支払うものとする。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支払基準として公表するものとする。

(規程の変更)

第7条 この規程を変更するときは、総会の承認を得なければならない

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2017年6月1日から施行する。